

(議長)

日程第22、議案第6号、財産の減額貸付についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

「町長」(提案説明)

議案第6号、財産の減額貸付についてでございます。

地方自治法第96条第1項第6号の規定により、次のとおり、財産を減額して貸し付けることについて、議会の議決を求めるものでございます。

減額貸付をする財産といたしましては、名称旧えさし町営レストラン施設、所在 檜山郡江差町字中歌町193番地3、構造階数 鉄筋コンクリート造り2階建て、建築面積 314.28平方メートル、延べ床面積 354.78平方メートル、建築年 昭和57年、減額貸付の相手方につきましては、利用を希望する個人、団体または法人、減額貸付の目的につきましては、江差町が所有する旧えさし町営レストラン施設の建物を利用希望者に減額して貸し付けることにより、町における観光振興及び地域経済の活性化等をとうして人々の交流を促進し、新たな賑わいの創出を図るためでございます。

減額貸付の条件といたしましては、町に観光振興及び地域経済の活性化等をとおして人々の交流を促進し、新たな賑わいの創出を図るものに使用するものとし、他の目的に供してはならないこととしております。減額貸付の適用期間につきましては、令和4年10月1日から令和5年3月31日、減額貸付の金額は、(1) 営利を目的としない事業に建物を貸し付ける場合にあつては無償、(2) 町内において地域活性化等に視する活動を行っている任意の団体がその活動の一環として実施する事業の建物を貸し付ける場合あつては無償、(3) 商いを生業とする事業者等が地域活性化等の一環として実施する営利事業に建物を貸付させる場合のあつては、日額6千円とし光熱水費に係る経費については、貸付料に含まれるものとするものでございます。

ご審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案については討論を省略し直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

議案第6号、財産の減額貸付について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第6号については、原案のとおり可決されました。